別表十六(五)　平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1						
	構造		2						
	細目		3						
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	
	事業の用に供した年月		5						
	耐用年数		6	年	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額		7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円	
	圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引取得価額 (7)－(8)		9						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10						
	期末現在の積立金の額		11						
	積立金の期中取崩額		12						
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)		13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額		14						
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外	
	合計 (13)＋(14)＋(15)		16						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17						
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額		18						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)－(9)×10/100	19					
			旧定額法の償却率	20					
		旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円	円	円	円	円
			旧定率法の償却率	22					
		算出償却額	((19)×(20))又は((21)×(22))	23	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分	定額法	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24					
			定額法の償却率	25					
		定率法	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円	円	円	円	円
			定率法の償却率	27					
		算出償却額	((24)×(25))又は((26)×(27))	28	円	円	円	円	円
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)			29					
	特別償却限度額			30	（　） 外	（　） 外	（　） 外	（　） 外	（　） 外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			31					
	合計 (29)＋(30)＋(31)			32					
	差引取得価額×50％　(9)×50/100			33					
	当期償却可能限度額			34					
	当期の通常償却額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)			35					
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額			36					
	償却限度額 (35)＋(36)			37					
当期償却額				38					
差引	償却不足額 (37)－(38)			39					
	償却超過額 (38)－(37)			40					
償却超過額	前期からの繰越額			41	外	外	外	外	外
	当期認容損金額	償却不足によるもの		42					
		積立金取崩しによるもの		43					
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)			44					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((39)－(42))と((30)＋(31))のうち少ない金額)			45					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			46					
	差引翌期への繰越額　(45)－(46)			47					
	翌期繰越額のうち内訳	平・・平・・		48					
		当期分不足額		49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((39)－(42))と(30)のうち少ない金額)				50					
備考									

別表十六（五）の記載の仕方

1　この明細書は、法人が取替資産について取替法により償却額を計算する場合に記載します。

この場合、措置法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。

なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

2　連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3　この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。

(1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第２項《減価償却に関する明細書》若しくは法第81条の３第１項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（令第63条第２項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合の令第63条第２項の規定による合計表による場合又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》（規則第37条第３項《個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合の規則第27条の14に規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、その記載に当たっては、「構造２」から「耐用年数６」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「旧定額法の償却率20」、「旧定率法の償却率22」、「定額法の償却率25」、「定率法の償却率27」、「翌期への繰越額の内訳」の「48」及び「49」の各欄の記載を要しません。

(2) 「特別償却限度額30」の括弧の中には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の割合を記載し、同欄の外書には、措置法第42条の６第５項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》、第42条の12の５第５項《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》若しくは第52条の３《準備金方式による特別償却》又は第68条の11第５項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》、第68条の15の６第５項《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》若しくは第68条の41《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合のその金額を記載します。なお、この外書の金額は、別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期積立限度額」の「当期の特別償却限度額８」へ移記します。

(3) 「償却不足額39」は、措置法第42条の６第３項若しくは第４項若しくは第42条の12の５第３項若しくは第４項又は第68条の11第３項若しくは第４項若しくは第68条の15の６第３項若しくは第４項の規定の適用を受ける取替資産については、記載を要しません。

(4) 当期前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等（令第48条第５項第３号《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価換え等（以下「評価換え等」といいます。）のうち、同項第４号に規定する期中評価換え等（以下「期中評価換え等」といいます。）以外のものをいいます。）が行われた取替資産又は当期以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた取替資産についての記載は、評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額７」の外書に記載します。この場合、「差引取得価額９」の記載に当たっては、当該外書の金額を「７」に含めて計算します。

また、令第48条第５項第３号ロ《減価償却資産の償却の方法》に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ニに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ハに規定する連結時価評価によりその帳簿価額が減額された金額（当該減価償却資産について当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度の直前の事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額又は当該連結時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該損金に算入されなかった金額を控除した金額）を「差引帳簿記載金額13」の外書に記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては、当該外書の金額を「13」から控除して計算します。

(5) 当該取替資産について法第31条第５項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合の記載については、次によります。

イ　旧定額法又は定額法による場合

当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「償却不足によるもの42」、「積立金取崩しによるもの43」、「差引合計翌期への繰越額44」の記載に当たっては、当該外書の金額を「41」に含めて計算します。

ロ　旧定率法又は定率法による場合

当該帳簿記載等差額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては、当該外書の金額を「15」に含めて計算し、「償却不足によるもの42」、「積立金取崩しによるもの43」、「差引合計翌期への繰越額44」の記載に当たっては、その外書の金額を「41」に含めて計算します。